

川西市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により提出した監査結果に対して、市長等より改善等の措置内容について通知がありましたので、同条第14項の規定により別紙のとおり公表します。

令和8年8月27日

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 吉 岡 健 次

監査の概要

送付日	令和7年4月14日	整理番号	0701-0704
1 監査種別	定期監査（令和7年度）		
2 監査の対象期間	令和7年 4月 1日～令和7年 7月31日		
3 監査の実施期間	令和7年 9月 8日～令和7年12月18日		
4 監査結果報告日	令和7年12月25日		
5 改善通知受理日	令和8年 6月26日		
6 監査対象団体・部局	こども未来部こども政策課		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 第2期川西市こども・若者未来計画（令和7（2025）年度～11（2029）年度）について

A 改善要望事項

「第2期川西市こども・若者未来計画」（以下「第2期計画」という。）は、「川西市子ども・若者未来計画」（以下「第1期計画」という。）の計画期間が終了し、評価を踏まえ、第2期計画が策定された。

第2期計画では、「すべてのこどもたちに最良のスタートを～こども・若者の幸せをみんなで実現するまちづくり～」を基本理念とし、6つの基本目標を達成するため、妊娠期から子育て期までの一貫した支援の提供、社会全体でこどもの育ちを支援、こどもが主体となる教育保育の提供、多様性の尊重と困難を有するこども・若者の支援、こども・若者の意見表明・参加できる機会の保障等をめざした事業計画を策定している。

こども・若者に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するには、行政のほか、民間事業者、NPO法人、子育て支援団体など、各主体が一体となって取り組む必要があるため、充実した支援が継続的に行えるよう、それぞれが協力し、連携を強化されたい。

また、第1期計画の各事業の評価指標については、「良好」と「概ね良好」を足して92.4%であるが、第1期計画の施策の評価指標については、14項目中7項目について目標値を満たしているとは言えない。第2期計画においては、施策や事業の目標達成に向けて取り組まれない。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

こども・若者施策や子育て支援施策の推進にあたっては、多様な関係機関との連携強化が不可欠であると考えています。学校園所や社会福祉協議会、県の機関といった行政機関のみならず、地域の子育て広場や子ども食堂、ひきこもり・不登校の方の居場所を運営する地域団体、NPO法人、民間団体、市内事業者などと連携しながら取組を進めています。今後も各団体と連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進してまいります。

また、第2期計画については、目標達成に向けて各事業を計画的に進めているところです。引き続き、事業の実績・進捗状況を把握し、課題や今後の方向性を踏まえ評価を行います。各事業の着実な実施により、施策の評価指標の目標達成をめざしてまいります。

2 市立就学前教育保育施設の定員について

A 改善要望事項

市立就学前教育保育施設の定員と利用状況（表1）を見ると、幼稚園は定員を満たさず、保育所は定員を超えた状態にある。また、認定こども園は、1号認定（表2）の場合においては、牧の台みどりこども園で定員を超えているものの、他園は定員割れの状況であり、2号認定及び3号認定（表2）については定員を満たした状況である。

本市は、国基準の待機児童は0人を継続しているが依然として国基準外待機児童、いわゆる入所保留児童は生じている。このため、市立認定こども園及び私立幼保連携型認定こども園で空きが生じている1号認定定員を2号認定定員に切り替えるなど、一部対応を行っているが、一部の施設では1号認定定員は定員割れの状況であり、施設や人員を十分に活用しているとは言えない。

市立就学前教育保育施設の定員は、一定の基準内（兵庫県の認可定員、園舎・保育室の面積等）であれば、市の裁量で変更できるため、地域のニーズや利用状況を勘案しながら1号認定定員を2号認定定員へ変更するなど、国基準の待機児童0人を継続しながら入所保留児童0人に向けた定員確保に引き続き取り組まれない。

（表1）

市立就学前教育保育施設の定員と利用状況

施設名		定員	利用状況
市立幼稚園	久代幼稚園	90名	11名
	多田幼稚園	60名	15名
市立保育所	川西南保育所	80名	84名
	小戸保育所	90名	93名
	多田保育所	110名	111名
	川西中央保育所	60名	69名
市立認定こども園	加茂こども園	1号 155名	77名
		2・3号 75名	75名
	川西こども園	1号 55名	39名
		2・3号 75名	75名
	川西北こども園	1号 100名	67名
		2・3号 80名	89名
	牧の台みどりこども園	1号 70名	72名
		2・3号 60名	71名

*令和7年10月1日時点

（表 2）

支給認定区分

認 定 区 分		基 本 の 利 用 時 間
1 号認定	満 3 歳以上で保育の利用を希望しない場合 （幼稚園、認定こども園の教育部分を希望）	1 日概ね 4 時間（休園日：土曜日・日曜日・祝日、長期休園期間あり） 午前 9 時～午後 1 時など（施設により異なる）
2 号認定	満 3 歳以上で保育の利用を希望する場合 （保育所などでの保育を希望）	1 日最大 11 時間（休所日：日曜日・祝日、年末年始など） 午前 7 時～午後 6 時など（施設により異なる）
3 号認定	0 歳～満 3 歳未満で保育の利用を希望する場合 （保育所などでの保育を希望）	

B 改善措置状況（報告者記入欄）

1 号認定については、市立認定こども園において空きが生じている 1 号認定定員を 2 号認定定員へ令和 9 年度当初から変更すべく調整を行います。併せて、市立幼稚園と市立保育所との一体化による認定こども園への移行時に適切な定員設定を行なうとともに、引き続き民間施設と調整し、利用定員の見直しに取り組みます。

2 号認定の供給不足については、現在進めている旧東谷幼稚園を活用した保育所開設に加え、市立幼稚園と市立保育所との一体化による認定こども園の整備により確保していく方針です。

今後も、入所保留児の解消に向け、利用状況やニーズを勘案しながら適切な定員設定に取り組んでまいります。

3 川西市こども・若者参加条例の推進について

A 改善要望事項

川西市こども・若者参加条例（令和7年条例第6号）は、すべてのこども・若者の基本的人権が保障される社会の実現をめざし、こども・若者の意見表明・参加の機会を保障することを目的として令和7年4月1日に施行している。

同条例を周知させる広報活動の一環として、こどもや若者が主体となって企画・運営するイベントを企画し、市内の小学校、中学校、高校にチラシの配布を行うとともに、SNS等による発信や、クラウドファンディングで寄附を募り、イベント資金を集めている。寄せられた寄附金については、募集の目的に沿った使途となるよう活用されたい。

また、すべてのこども・若者の基本的人権が保障される社会の実現をめざすには、第2期川西市こども・若者未来計画の基本目標である施策実施や効果測定においても、こども・若者の意見を反映させる仕組み等の構築が必要である。こども・若者の声を聴く体制の整備等、施策実施に向けて取り組まれない。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和7年度の周知イベントは、小学生から20代の若者が企画・運営を担い、意見を出し合いながらゼロからつくり上げる過程そのものが、条例の理念を根づかせる重要な機会となりました。クラウドファンディングで寄せられた寄附金については、7年度の条例周知の取り組みに充当するほか、ふるさとづくり基金にて積み立てを行いました。今後、募集の目的に沿った活用を検討してまいります。

こども・若者参加条例の推進において、本市が重視しているのは、こども・若者が当事者として意見表明できる制度的保障です。従来から、付属機関への若者の参画や中学校等の生徒が主体的に意見を表明し、その意見を実現する仕組みなど、こども・若者の意見を反映する取り組みを進めています。

8年度は、より多くの審議会でこども・若者の参加枠を設けると同時に、意見が聴かれにくい状況にあるこども・若者の声を聴くことも、重要な取り組みとして進めてまいります。第2期こども・若者未来計画の施策実施においても、こども・若者の声を聴く体制を整備し、計画の効果測定に反映させてまいります。

4 かわにしファミリーサポートセンターの運営について

A 改善要望事項

かわにしファミリーサポートセンターは、依頼会員（0歳から小学6年生までの子どもの子育てを応援してほしい人）、協力会員（子育ての応援をしたい人）、依頼会員と協力会員を兼ねた両方会員が同センターに会員登録をしている。

同センターの事業は、社会福祉法人川西市社会福祉協議会に業務委託を行っている。業務内容は依頼会員と協力会員のマッチングや、新規会員登録の受付、会員からの相談対応、支援を必要とする保護者・子どもをサポートする協力会員へのフォロー、新規会員確保のため出張登録会の実施などである。

事業を実施するには協力会員の力が必要であり、協力会員の負担を減らす取組として、子どもの預かり方を原則協力会員の自宅で預かる取扱いから、地域子育て支援拠点や公共施設等での預かりも可能とする取扱いに変更を行った。これにより、令和4年度の活動件数420件のうち、習い事や保育所等への送迎が依頼件数の半分以上であったのに対し、6年度の活動件数628件のうち、預かりの依頼件数が半分以上となった。

子どもの送迎や預かりの需要に応えるため、今後も協力会員数を増やす取組を継続し、依頼に対応できる体制を維持されたい。また、支援が必要な家庭や障がいのある子どもの預かりなど、協力会員側に経験やスキルを求められる依頼については、社会福祉法人川西市社会福祉協議会のこれまでのノウハウを十分に活用し協力会員のスキルアップを図るほか、関係機関と調整し多様なニーズに対応されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

川西市社会福祉協議会では、協力会員登録会の開催、ボランティア活動に関心のある方に向けた周知のほか、地域団体の会合等に出向いてPRするなど協力会員の確保に積極的に取り組んでいるところだ。

また、支援が必要な家庭や障がいのあるこどもの預かりや送迎については、依頼会員・協力会員の双方が安心して制度を利用できるよう、社会福祉協議会のアドバイザーが丁寧に事前調整やフォローを行っています。さらに、会員を対象とする講習会の内容に、こどもの発達に関する項目を盛り込むなど、協力会員の理解を高め、スキルアップを図っています。引き続き、関係機関と調整を図りながら、多様なニーズへの対応に努めてまいります。

5 久代児童センターの今後のあり方について**A 改善要望事項**

久代児童センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設として、遊びを通じて児童の心身の健全な育成を図ることを目的に設置し、社会福祉法人川西市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っている。そのため指定管理者は、市内に居住する0～18歳未満の子どもやその保護者を対象に、親子や児童が安心して集まれる身近な場としてプレイルームや遊戯室、図書室等を開放している。また、講座等への参加やプレイルームの利用を通じて、親子の交流促進や子育て相談等を実施している。

施設の利用状況は、令和4年度は9,435人、5年度は9,740人、6年度は11,188人が利用され、年々利用者は増えている状況となっている。しかし、7年度から老人福祉センター機能の廃止に伴う管理面積の増、人件費や光熱費等の高騰等により指定管理料の増加や、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加等の課題が生じている。また、当センターと川西児童館が全市的に果たす役割や、各地域の地域子育て支援拠点・放課後の居場所との連携のあり方等について課題がある。

当センターは、子どもたちが安心して過ごせる交流の場として重要な役割を果たしているが、将来の子どものニーズを見据え、より効果的・効率的な管理運営が行えるよう、引き続き施設の今後のあり方について検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

アンケートによる利用者ニーズの把握や利用者区分毎や曜日毎の利用状況の分析、施設の適切な維持管理を行うことで、引き続き効果的・効率的な施設運営に努めてまいります。

また、放課後キッズプレイスの利用実績や、周辺施設の状況などをふまえて今後のあり方の検討を進めてまいります。

監査の概要

送付日	令和7年12月25日	整理番号	0706-0708
1 監査種別	定期監査（令和7年度）		
2 監査の対象期間	令和7年 4月 1日～令和7年 7月31日		
3 監査の実施期間	令和7年 9月 8日～令和7年12月18日		
4 監査結果報告日	令和7年12月25日		
5 改善通知受理日	令和8年 6月26日		
6 監査対象団体・部局	教育推進部教育総務課		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 学校運営費について

A 改善要望事項

学校運営費は、円滑に学校を運営するために必要な経費等を速やかに執行できるようあらかじめ負担金として学校長に交付するものであり、市学校運営費交付要綱（以下「要綱」という。）及び市学校運営費交付要綱実施要領（以下「要領」という。）に定められている。

課では学校運営費について、その交付額を学校長に通知し、運営費交付請求書の提出を受け、支払手続を行うほか、年度末には学校長から運営費執行実績報告書の提出を受け、学校運営費の精算等の財務会計処理を行っている。

教育推進部では、制度設計の所管である教育政策課を中心に学校運営費の見直しを行い、要綱及び要領を改正し、令和7年度から学校運営費の金額、対象等を変更している。

現要綱及び要領並びに改正前の要綱及び要領の規定に準じ、6年度及び7年度の学校運営費の事務について調査したところ、以下の事例が見受けられた。

<6年度>

- ① 運営費支出書に基づいた管理がされていない事例
- ② 年度末に消耗品や切手を大量に若しくは残高を使い切るように購入した事例
- ③ 領収書の宛名、但書、品目、内訳等の記載がなく、支出内容等が不明な事例
- ④ 運営費口座からでなく、個人のキャッシュカードやクレジットカードで支払った事例
- ⑤ 学校運営費執行明細書と利用明細票の日付が不一致だった事例

<7年度>

- ① 運営費は毎年4月に教育委員会から学校へ一括交付すると要綱で規定しているが、22校中19校で5月に一括交付された事例

4年度の定期監査の指摘を受け、教育推進部では、学校運営費の取扱いについて学校園長に対し通知を出すなど、適正な執行に取り組んできた。

しかし、学校運営費を年度当初に一括で交付して執行するという仕組み自体にリスクがあること、定期監査で指摘されてきた要綱に則った支払手順が改善できていないこと、適切な運用を進めるに当たり周知徹底が容易ではないことなどといった背景から、学校運営費のあり方について見直しを行った結果、7年度からは学校運営費の金額の縮小及び対象等を変更したうえで、他の費目に配分している。さらに、教育推進部では、当該制度の廃止も含めた適正な運用について検討している。

制度廃止の検討に当たっては学校長との協議を密にし、今後も円滑な学校運営が行われるよう配慮されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

過去からの監査の指摘を受け、公金の取り扱いについて学校に通知してきましたが、改善が見られないため、学校運営費の廃止について検討しました。

各学校長に、学校運営費で支出しているケースのヒアリングを行い、学校運営費を廃止することで問題がないかを確認したところ、「市外のタクシー利用」と「校外学習時の緊急対応」について意見が出ました。これまで契約しているタクシー事業者は、主に阪神間で運行しているタクシー事業者であったため、市外では利用できず現金で対応していました。

しかし、令和8年度から全国で利用できるタクシーチケットに変更することにより課題を解決しました。

また、校外学習においては、事前に飲料水や医療品等を準備した上で、緊急時については資金前渡で対応します。タクシーチケットの変更及び資金前渡の方法については、校園所長会議で丁寧に説明し、8年度以降、学校運営費の廃止を決定しました。

2 奨学金返還台帳の電子化について

A 改善要望事項

奨学資金（以下「奨学金」という。）とは、教育の機会均等を図ることを目的として、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条の規定に基づき、学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して貸与を行っているものであり、新規申込は令和4年度をもって終了し、現在では既存の受付分のみ貸与が発生している。

奨学金の返還状況は奨学金返還台帳で管理しており、紙台帳1種、表計算ソフトで作成した台帳3種で構成されているが、現状の管理方法では、以下のようなデメリットが存在している。

- ① 台帳が複数に分かれているため、奨学金の一連の流れにおいて作業数が多くなり、時間がかかる。
- ② 紙台帳を使用することでヒューマンエラーが発生することがあり、記載間違いについても気づくことができない。
- ③ 表計算ソフトで作成した台帳が複数に分かれていることにより、データの入力回数が増え、誤りが発生する可能性が増える。

これらのことから、課では業務効率の改善のため、8年7月頃の運用開始を目処に奨学金返還台帳の電子化による一元化を進めている。

新たな奨学金返還台帳（以下「新台帳」という。）は表計算ソフトを活用し作成しており、関数の活用や口座振替データ（CSVデータ）の取込を可能にするなどの手入力箇所の削減、入力誤りが想定される箇所には誤り時にセルの色を変更するなどのエラーチェックの実施、バックアップ機能の活用、マクロではなく関数を使用することにより簡素化を図るなど、誤入力対策や円滑な引継体制の構築に向けて取り組んでいる。

一方で、人事異動などにより担当が変更となった際にメンテナンスに支障が出るのが想定されるため、新台帳の作成後は、メンテナンス用のマニュアルとあわせて業務手順を作成し、その中で間違いやすいところは改めてマニュアル化するなど、誰であってもデータ入力やチェック、間違っている箇所の把握が可能となるような体制を構築されたい。また、バックアップについては表計算ソフトの機能だけでなく、毎月または四半期毎に別途ファイルを保存するなどして入力誤りやデータ消失の対策に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

監査の指摘を受け、新台帳の作成を行ない、令和8年6月現在、新台帳のフォーマットの作成が完了しました。現在は、紙台帳からの入力作業を行っており、入力内容に誤りがないか、正常に動作するかなどの調整を並行して実施しています。試行実施を行ったのち、今年度中には本格実施に移行する予定としています。

マニュアルに関しましては、入力作業と並行して作成を進めており8年12月までに完成いたします。

バックアップにつきましては、四半期ごとに実施を行いデータの紛失を防ぎます。

3 就学援助費の支給決定事務について

A 改善要望事項

就学援助制度は、経済的な理由により学用品費や給食費等、教育費の支払いが困難な市立小・中学校に就学している児童生徒をもつ保護者に対し、その費用の一部について援助額の上限等を定めた就学援助費の支給に関する要綱を基に市が援助する制度である（市立小・中学校以外の場合は別途定額の援助を行っている。）。

令和7年度の就学援助費の当初申請に係る支給決定事務において、課では、保護者がオンライン申請した申請情報を紙に打ち出して就学援助システムに入力している。その際、就学援助システムへの入力漏れがあり、その後の確認作業においても気づくことができず、オンライン申請分の一部で支給決定ができていなかった。その結果、本来は支払をする必要がない給食費が誤って引き落とされていた。

通常、オンライン申請分については課で受付入力を行うため、学校では、オンライン申請分の申請者を把握していないが、本事案においては、学校独自で申請者を把握していたことから、課から学校へ就学援助の審査結果を送付した際、学校から、把握していた申請者が記載されていないとの指摘があり判明した。

今後は審査の確定前には、保護者からの申請情報が就学援助システムに入力されているかの確認を徹底するとともに、オンライン申請情報を学校と共有したうえで、学校に対しても最終確認を行うなどの対策を講じ、再発防止に努められたい。

また、本市においては、内部統制基本方針を定め、5年度から職員の事務処理ミスなどのリスク事案について、適切に報告のうえ対応・公表することとしている。

しかし、本事案については、内部統制におけるリスク事案に該当しないとして、課で判断されていたため、報告されていなかった。リスク事案を報告することは、手作業で行っている事務のシステム化の検討など再発防止に向けた取組の俎上に載せることにもなるため、リスク事案の公表基準に従い、適切に報告を行われたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

審査確定前にオンライン申請の締切後から審査確定前まで、主担当2名と補助2名の計4名が、各2名ずつのペアで照合作業を実施します。

作業手順は以下のとおりです。

1. オンライン申請データを申請順に抽出して、申請一覧表を作成（オンライン申請で入力いただいた内容すべてを含む）。
2. 申請内容を申請順に申請用紙として出力して、出力番号と申請人数を照合
3. 出力用紙（システム登録内容）と申請一覧表（オンライン申請で入力いただいた内容すべて）について、氏名・生年月日・住所・世帯構成員・口座情報等の主要項目が一致しているかを目視で照合。

照合の結果、一覧表とシステム登録内容に齟齬があった場合は、システムの登録内容を修正し、本人確認が必要な事項については申請者へ直接連絡して確認・是正を行います。

内部統制におけるリスク事案の取り扱いについては、公表基準に基づき適切に報告するための体制を整えました。

1. 判明した段階で、公表基準に基づき課長へ報告し、併せて部長、副部長へ報告して部内で情報共有する。
2. 部内で共有後、早急に広報広聴課と総務課に公表基準に基づき一報を入れる。
3. 対象者への対応が必要な事案の場合は、早急に必要に応じた対応を公表基準に基づき行う。
4. 3と並行してリスク対応シートの作成を行い、部長決裁ののち公表基準に基づき総務課へ提出する。